

令和6年5月教育委員会定例会 議事録

日時 令和6年5月13日（月）

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和 6 年 5 月 教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和 6 年 5 月 1 3 日（月） 1 4 時 0 0 分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	前川教育長、廣田委員、伊東委員、嶋崎委員、芹野委員、松山委員
出席職員	狩野教育次長、坂口教育次長、岡野義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、田川高校教育課長、岩坪高校教育課人事管理監、近藤特別支援教育課長、長池児童生徒支援課長、岩尾学芸文化課長、加藤生涯学習課長、前田教育 D X 推進室長
開 会	（前川教育長） それではただいまから 5 月の定例会を開会いたします。皆様にご報告いたします。規則により岡山英夫さんの傍聴を許可いたしました。傍聴人にあつては発言はもちろん、私語、談笑、拍手等も禁止されていますのでよろしくお願いします。
署名委員指名	それでは本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。 議事録署名委員は、廣田委員、松山委員の両委員にお願いいたします。
前回議事録承認	次に 4 月定例会の会議録は各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
冊 子 1	（前川教育長） ありがとうございます。前回の議事録は承認することにいたします。それでは各委員ご署名をお願いいたします。 本日提案されている議題等のうち冊子 2、冊子 3 につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
第 5 号 議 案	（前川教育長） ご異議ないようでございますのでそのように進めていきます。それでは「定例教育委員会 1」の冊子について審議いたします。 まず第 5 号議案について提案理由について説明をお願いします。

質 疑	(田川高校教育課長) 冊子1の1ページ、第5号議案についてお諮りをいたします。提案理由は令和7年度長崎県立中学校の入学者を選抜するにあたっての基本方針を定めようとするものでございます。県立中学校はご存じのとおり長崎東中学校、佐世保北中学校、諫早高等学校附属中学校の3校でございます。日程以外は昨年度から変更はございません。 まず、「1 入学者の選抜」につきましては、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、総合的に判断を行うこととしております。また、各県立中学校において、募集定員に対する男女の割合は、そのいずれかが60%を超えないものいたします。 「2 検査について」ですが、(1)実施する検査は適性検査、作文及び面接になります。(2)配点は適性検査130点、作文70点の合計200点満点としております。(3)①適性検査は、学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身につけた総合的な力を見る問題としております。②作文は読み取ったことを考えたり、感じたりすることを文章で表現する力を入れます。(4)面接は集団面接としております。 「3 入学者選抜日程」につきましては、検査日を1月12日曜日としております。また入学予定者の通知については、1月20日月曜日までとしております。これは通知が各家庭に確実に届く日として設定をしております。以上ご審議、よろしくお願いいたします。 (前川教育長) これより第5号議案について質疑討論を行います。ご質問等ございませんでしょうか。 (廣田委員) 1ページ目の募集定員の男女の割合についてですが、原則としてそのいずれかが60%を超えないものとするということで、毎年議論していると思いますが、おそらく発端は私立大学の医学部の合格の判定をするときに、女性が高得点で合格ラインに達してるのに、落とされていて、男性を優先するという状況があつて、そのことがマスコミを取り上げられたことだったかと思います。そういった背景があつて、とにかく入試やそういうものについては男女を区別す
------------	--

ることなく、持っているその時の技量でしっかり判断をするということでの設定の仕方だろうと思います。内外教育という情報誌を見ていましたら、記事として京都大学の理系の学部女子が非常に少ないので、2026年の入試から女子枠を設定するということを考えているという内容がありました。これに対してあまり批判は起こらないのではないかなと思います。理系は女性が非常に少ないですよ、だからそこに新たに女性枠を作っていくのだと思います。それとこのことを関連づけるわけではないんですが、この県立中学校の選抜で60%をどちらも超えないというのは、ある意味平等の内容にも見えるんですが、現実には今ある県立中学校3校で60%の枠を適用した学校はあったんでしょうか。

(田川高校教育課長)

この案件につきましては令和4年度の定例教育委員会でも審議を何度も重ねていただきましたし、その結果を踏まえて令和5年度、今年1月に実施した県立中学校の入試が初めての入試でございました。その入試の中で60%を超えた学校は3校の中にございませんでした。ちなみに参考までに、それぞれ3校の男女の合格発表段階での男女比率を申し上げますと、長崎東中学校が男対女でいきますと43対50、そして佐世保北中が52対48、それから諫早附属中学校が48対50ということで、ほぼ適正な状態での選抜だったということでご報告申し上げます。

(廣田委員)

男女比は60%を超えないものとするという枠の中にきちんと収まっていてこれを適用したことはないということですので、このままでもいいのかなと思いますけれども、これはたしか女性の成長の方が早くて、男性の方が成長が遅いという情報が出てきて管理されていたと思います。全国でこういった60%枠のような制限を設けているところはあるんでしょうか。

(田川高校教育課長)

県立中学校につきましては、40の都道府県に設置されておりまして116校ございます。その中で本県のような60%の制限を設けている県は、実は現在ございません。ただ本県は、60%というスキームを設定するにあたっては、栃木県を参考にいたしましたけれども、栃木県も実は男女同数にしているという状況でございます。ちなみに完全に撤廃してるというところが、全体の72%でござい

ざいまして、そして、男女同数、或いは男女同数程度としているところが26%程度ございます。

(廣田委員)

それであれば、せっかくこういうものを作ったんだから、何年かある程度続けて状況を観察しなければいけないと思いますが、本来の形からいったら、その男女比を設けること自体が今の世の中の流れとしては撤廃する方向にいかないのではないかなと思うんですけど、その辺はどう考えていますか。

(田川高校教育課長)

これまでも、県立中学校の入試を見てみますと、60%を大きく超えた年度もございます。そういった意味で数年間はこの上限60%という制度でやっていきまして、その中で今年のような適正規模での実施が可能ということであれば、完全に撤廃というものがジェンダー平等という観点からふさわしいのかなと考えております。

(前川教育長)

他にありませんでしょうか。

(伊東委員)

追加でよろしいですか。廣田委員が先ほどおっしゃいました京都大学で女性枠を設定していることについてですが、今は結構たくさんの大学が女性枠を設定している状況です。私立大学が設けている女性枠で、工学部を取るというのは、昨年度ぐらいから始まっておりまして、長崎大学でも来年度から工学部の女性枠を設けることになっております。参考情報としてですが、今から変わっていくかなと思います。

質問も1つ追加してよろしいですか。今の議論とてもよかったなと思っています。少し考え過ぎなのかもしれませんが、入試のときに願書に男性か女性と書いて提出されると思いますが、そこを答えたくないという生徒はいないのでしょうか。今、アンケートでは性別について答えたくないという選択肢を必ず作りましょうというようになっていると思いますが、どうでしょうか。

(田川高校教育課長)

今、ご質問ありました願書における男女の記載なんですけども、これはすでに撤廃をしておりまして、中学校入試、それから高校の

採決	入試も、記載しないような形で今出願を受け付けている状況です。 (伊東委員) ここに書かれております、男女の割合というのは、どのようにして判定されているのでしょうか。 (田川高校教育課長) 実は学校の方から提出されます調査書の欄には、男女の記載があるところでございまして、名前だけでは判断できないものがございますので、生徒が自主的に書くというところではもう撤廃しておりますが、学校から出てくるものについては男女の記載があり、そこから割り出している数字になります。 (前川教育長) 他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質疑討論をとどめて採決いたします。第5号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
可決 第6号議案	「異議なし」と呼ぶ者あり (前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決することに決定されました。次に、第6号議案について、提案理由を説明願います。 (近藤特別支援教育課長) 失礼いたします。資料3ページ、第6号議案「令和7年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について」ご説明いたします。 提案理由は資料に示しているとおりでございます。「1 令和7年度長崎県立特別支援学校入学者選考について」は、入学者選考を実施する前に、調査書等の書類を提出してもらい、志願者の障害の状態や程度を把握いたします。そして、選考日当日に実施される学力検査や面接等の結果を踏まえて、各学校の選考委員会において総合的に選考しております。 (1)の「ア 日程」につきましては、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科と希望が丘高等特別支援学校を除き、県立高等学校前期、全日制課程一般入試選抜の日程に準じて実施いたします。

質 疑	「イ 募集定員」につきましては、各幼稚部では、体験入学の参加者数や乳幼児教育相談件数をもとに、また、各高等部は10月に実施する進学希望状況調査の結果をもとに、令和6年12月に決定することとしております。 次に、(2)の虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の入学者選考の日程等につきましては、資料に示すとおり他の特別支援学校より約1ヶ月早く入学者選考を実施するようにしております。その理由といたしましては、2校が職業的自立を目指す生徒の育成という目的を実現していく上で、別に選考が必要であると考えたためでございます。 募集定員は昨年度と同じく、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科については8名、希望が丘高等特別支援学校は32名です。なお、その他に示しておりますが、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校を受験し、不合格となった生徒については、特別支援学校高等部普通科を志願できるようにしております。また、すべての特別支援学校で合格者の人数が、募集定員に満たない場合は、二次募集を行うようにしております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。 (前川教育長) これより、第6号議案について質疑討論を行います。ご質問等ございませんか。 (廣田委員) これも今課長さんから説明があったのでわかるのですが、10月の進学希望状況調査で実際に、希望が丘高等特別支援学校は何人ぐらいの生徒が志願するというのはわかっているわけで、特別支援学校というのは、希望する生徒たちをほぼ全部入れてあげようとするというふうに私は解釈していますが、わざわざ選考しなくてもよいのではないかと思います。それだけ希望が丘を志願する生徒がいるのであれば、全員入れて、そしてその生徒数に対する教員を配置して指導していけば、わざわざ落とすことはないと思います。落とされた生徒というのはまた、他の学校の高等部を志願することになるのですよね。落とされる生徒って相当ショックではないのかなという気がします。この特別支援学校の設置については、最初から志願する生徒を全員入れてあげて、指導していく体制がとれないのでしょうか。難しいのでしょうか。
------------	--

(近藤特別支援教育課長)

ありがとうございます。本当にご指摘のとおりかと感じるんですけども、ご存じのように特別支援学校の生徒の障害の実態というのは、軽度のものから重度のものまで本当に幅広く在籍しております。そこでその中でも、障害のある子どもの就職就業率を上げるために、職業的自立を目指すためにということで、希望が丘高等特別支援学校を設置したという経緯がございます。ですので比較的軽度の障害のお子様方を、その幅を狭くして就業に特化した学習を行うといった目的がございますので、今申し上げましたように定員を定めさせていただいて、そこにもし万が一不合格になった場合は、他のすべての特別支援学校で受け入れることができるようにしているところということでございます。

(廣田委員)

予想された答えなんですけど、私が心配するのは一度前の中学生の高校の選抜のときにも、推薦で出てきた生徒を大量に落としましたよね。その際にある中学校の先生から、中学生は不合格ということにものすごくショックを受けるんだと聞きました。あれだけの選抜をして、結果的には二次試験で入るのであれば、もう最初から取ればいいのではないかと思います。このことについては、何回も聞いたことがあったものですから、不合格にするというのは、やはり生徒たちはショックを受けるので、生徒たちへの支援体制がしっかりできているかどうかを確認しておきたいと思います。

(近藤特別支援教育課長)

希望が丘高等特別支援学校、並びに虹の原特別支援学校の就業サービス科というのは、それぞれステータスがあるものだとということで、子どもたちにとってもまた指導する教員にとっても、ある程度プライドを持ってもらっているところもございます。そこで、不合格になったからといって落ち込むことなく、また子どもたちのアフターフォローができるように、特別支援学校並びに特別支援学級においても、指導・支援体制をきちんと行っていくようにということは、今現在もできるかと思っております。

(廣田委員)

お尋ねしたかったのはその生徒に対する支援体制というような、例えば不合格になったときに、担任の先生がきちんと対応して、指導をしているのかどうかということです。

いします。

(岩坪高校教育課人事管理監)

冊子1の5ページ、報告事項(1)「令和5年度体罰等に係る実態把握調査結果について」ご説明いたします。

項目1の「期間・内容」については記載のとおりですが、児童生徒、保護者に対するアンケート調査については年度末に実施をし、各市町教委や各学校が必要に応じて学校評議員など外部の第三者による検証を行い、県教委に報告したものであります。

項目2から6の資料については、それぞれ校種ごとに整理して記載をしており、令和5年度分の隣には参考までに令和4年度分を記しております。

項目2「体罰等により懲戒処分及び指導を受けた教職員数」についてです。該当する教職員は、小学校で11名、中学校で10名、高等学校で4名、特別支援学校で0名の合計25名です。昨年度より9名減少しております。そのうち懲戒処分を受けた者は、中学校が1名で、昨年度より3名減っております。県または市町教育委員会による訓告等を受けたものが、小学校で11名、中学校で9名、高等学校で4名の合計24名で、こちらは昨年度と比べ6名減少しております。また、体罰等の件数は小学校で11件、中学校で10件、高等学校で4件の合計25件で、昨年度と比べ8件減少しております。

項目3「体罰等を受けた児童生徒数」についてです。体罰等を受けた児童生徒数については、合計97名です。そのうち、負傷した児童生徒数は9名で、負傷の内容は鼓膜損傷、打撲等でした。また、1人の教職員が多数の児童生徒に対して体罰を行った事案が数件っております。

項目4「体罰等の状況」についてです。授業中に発生した事案が15件あり、休み時間放課後に発生した事案が4件です。一方、部活動中に生じた事案は3件です。その他については、ホームルームといった教育活動中の児童生徒の指導の場であります。

項目5「体罰等の態様」についてです。すべての校種において、素手で叩くというものが多くを占めております。その他については、不適切な発言・指導、肩を揺さぶるなどの対応が含まれております。

項目6「体罰等把握のきっかけ」についてです。調査の結果、教職員の申告に基づくものだけでなく、児童生徒・保護者の訴えにより把握したものも多くあります。教職員の体罰や人権に対する認識

質 疑	の甘さを表すものというふうにとらえております。教職員から申告があり、かつ児童生徒、保護者からの訴えもある場合については、教職員の申告の欄に含めております。 次のページの項目 7「主な事案の概要」についてです。懲戒処分を行った事案についてはすべてのものを、訓告等を行った事案については主なものを記載しており、掲載しているもの以外の事案については、体罰等の対応について掲載文と同等程度のものであります。県教育委員会といたしましては、平成 25 年度に体罰の根絶に向けたガイドラインを作成し、校内外の研修等を通して体罰の根絶を訴えてきました。また、平成 29 年 4 月に体罰根絶のための重点的な取り組みについて通知し、目標管理制度を利用した校長面談や体罰、不適切な指導で処分や指導を受けた教職員を対象に、アンガーマネジメント研修等の受講を義務づけ、校内での計画的なフォローアップを行う、体罰、不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修を実施して参りました。しかし、体罰不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修を受講したにもかかわらず、体罰、不適切な指導を繰り返す教職員もおります。このような状況から、懲戒処分基準を令和 4 年 4 月に改定し、過去に体罰不適切な指導で処分等を受けた教職員に対しての職務を厳罰化したところです。そして、一昨年度から目標管理制度に代わる新たな人事評価制度において、人事評価表に体罰によらない指導について具体的な取り組みを記入させ、校長面談時にその取り組み状況や成果等を確認するようにしております。また、再発防止研修のあり方を検証し、さらなる指導の充実、徹底を図るため、体罰、不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修実施要項を一部改定し、令和 5 年 4 月 1 日から運用をしております。今後とも市町教委等と連携をして、校長会や各種研修会等あらゆる機会をとらえて、体罰、不適切な指導の根絶に向けた指導取り組みを繰り返し、徹底して参りたいというふうに考えております。 (前川教育長) ただいまの報告に対するご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 (廣田委員) これも説明の内容で大体わかるんですけど、体罰自体は減ってきているのかどうかということを、少し念を押しておきたいと思います。この表には、令和 4 年度から令和 5 年度しかないのですが、
------------	--

例えば体罰を受けた生徒は令和4年度が65名、令和5年度には97名に増えています。ところが、体罰を施した先生は、34名から25名に減ったということですが、これを減ったと考えていいのでしょうか。これは1人の先生が、複数の体罰事件を起こしているから65名から97名になったということで、納得はできるようですが、被害者が増えているということなので、この表を見る人は、体罰は減っていつているのか、増えていつているのかわからないと思います。逆に言うと体罰が増えていると取ってしまうのではないかと思います。ここ数年の傾向として、私は減ってきたのかなという感覚ではいます。ガイドラインや処分基準の厳罰化等で減ってきてはいるのですが、この結果だけ見ると被害者は増えていて、これは大変なことではないかとなってしまうのではないかと思います。担当の人事管理監としてはどう考えているのですか。体罰は減っているのですか、それとも増えていつているのですか。

(岩坪高校教育課人事管理監)

ありがとうございます。体罰の件数については、この表には令和4年度から載せておりますが、令和3年度から見ますと、体罰等で処分を受けた人数が、令和3年は20名で令和4年度はこの34名、令和5年度に25名ということで、必ずしも減っているという状況ではないのかなと思っております。ただ、意識も変わっておりますし、生徒、保護者も非常にそのあたり敏感になっているというところもありますし、学校としても小さな事案であっても、報告をしなければならないというような意識も高まっておりますので、昨年から減ってるということで、意識としては高まっているのかなと思っております。

ただ、先ほどご指摘がありましたように、1人の教員が複数の児童生徒に対して体罰を行うという事例も複数起きておりますので、そのあたりを研修等で今後とも引き続き、指導徹底していかなければならないと考えております。

(嶋崎委員)

処分を受けた教職員は皆さん、納得、理解をしていらっしゃるのですか。

(岩坪高校教育課人事管理監)

体罰等はあってはならないということを徹底しておりますし、教職員もそれは十分理解していると思うんですけども、やはりその

時にどうしても感情的になってしまうというようなこともあって、体罰を行っているケースが多いのかというふうに思っております。処分された教員については、私どもが把握してる限りでは十分その辺りは納得しているというふうに考えております。

(廣田委員)

体罰ということで特に気をつけなければいけないことは、生徒たちに怪我を負わせて、先ほどあったように、鼓膜を破るなんていうことは一生の傷になりますので、やはり負傷するような生徒が出てくるような事を起こした教員に対しては徹底した指導を行っていかねばならないと思います。処分をされてなおかつまた、こういう体罰を行っていくような先生というのは、ゼロに近いのでしょうか。

(岩坪高校教育課人事管理監)

実際過去には、体罰を繰り返しているという教員もおりました。そこで、先ほどご説明させていただいたように7ページの「8 体罰根絶に向けた取り組み」の2のところに記載しておりますが、体罰不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修ということで、一度体罰を起こした教員に対して長期間をかけて研修を行うという機会も設けております。単発的な研修にならないように、1年やそれ以上かけてじっくりとそのあたりを考えさせるような機会を作っているという状況でございます。

(廣田委員)

体罰はなくならないかもしれませんが、とにかく傷を負う生徒が出てこないように、指導を徹底して欲しいと思います。

(前川教育長)

他にご意見等ございませんでしょうか。

(芹野委員)

2つほどよろしいでしょうか。1つは今お話があったことと同じかもしれないのですが、体罰を受けたという児童生徒数と体罰等による指導を受けた教職員数に結構違いがあるのは、一番上に書いてあるその数を洗うのに、いろいろな方面の調査からピックアップされていると思いますが、特に97名くらいの生徒さんから体罰を受けたという申し出があることについての裏付けといった調査等はさ

報告事項（２）	れているのでしょうか。 またもう１つは、体罰は漢字で書くと体に罰を与えるということで暴力行為なのかなと思いますが、この出ている対応を見ると直接暴力行為をしなくとも言葉の暴力みたいなものもあったり、廊下に立たせること自体が体罰だったり、トイレを使わないようにと言うことが体罰になったりと、大分体罰というものの認識が、時代とともに範囲が広がっていたり、中身が変わっていたりするということがあると思います。それに対するガイドラインみたいなものは出されていらっしゃるのでしょうか。 （岩坪高校教育課人事管理監） 最初にご質問いただいた数の把握についてですけれども、アンケート、または保護者生徒の訴えによる把握がされた時点で、学校それから市教委と県教委が連携して、他に体罰を受けた生徒がいなかったのか、例えば、児童生徒の聞き取りを行ったり、他の教員に調査をしたりということで、把握をしております。 それから２つ目のご質問ですけれども、体罰の範囲も変わってきており、不適切な指導も非常に広範囲になってきているということですが、生徒指導提要という文科省が作っている指針がありまして、それが令和４年度に改定をされております。その中で、不適切な指導と考えられる例ということで、大声で怒鳴るとか、物を叩くとか、児童生徒の面前でことさらに叱責をするとか、著しく不安感や圧迫感を感じるような場所で指導するというようなことが、具体的に記されておりますので、このあたりを私たちも学校、教員に徹底して体罰、不適切な指導の防止に努めていきたいというふうに考えております。 （前川教育長） 他にご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、その他ご意見等なければ、続きまして報告事項（２）について説明をお願いします。 （田川高校教育課長） 冊子１の８ページになります。報告事項（２）をご覧ください。 「令和６年３月公立高等学校卒業者の就職内定状況について」報告をいたします。３月末現在で、高校教育課が調査しました公立高校全日制、定時制のデータでございます。 「１ 就職内定状況」につきましては、全体の就職内定率は９
----------------	---

質 疑	9. 6%で、昨年同期と比較し0.2ポイントの増加となりました。次に、就職内定者のうち県内割合は67.9%で、昨年度と比較し0.5ポイント増加いたしました。未内定者が7人ほどおりますが、今後求人情報を提供しハローワークにつなぐなど、関係機関と連携した支援に努めて参りたいと考えております。 それから「3 月別就職内定率・県内就職割合の推移」でございます。就職希望者の多い県立高校39校にキャリアサポートスタッフを配置し、県内の内定率や未内定者数の改善に取り組んで参りました。今後も生徒と教員の県内企業への理解が進むよう取り組むとともに、関係機関との連携を深めて参ります。説明は以上であります。 (前川教育長) ただいまの報告に対しましてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 (廣田委員) 令和6年3月の卒業生で、7人の未内定者数というのがありますけれども、この人たちに対する何らかの指導を行っているのですか。 (田川高校教育課長) こちらにつきましては、卒業したために指導が途切れるということとはございません。この7名の大多数が、不登校の生徒などそのような生徒でございます。従いまして、総合的な求人情報のみならず、様々なサポートの状況を県内の機関と連携をしながら定期的に情報をお伝えし、そして就労のチャンスを見計らっているというような状況でございます。 (廣田委員) 嶋崎委員からもよくお聞きしますけれども、今の人手不足の世の中では運転士さんなり手がなく、運行ダイヤを縮減していかなければならないということもお聞きしましたし、非常に人手不足な状況であります。ですから、職を選ばなければ就職できるような状況にあるけれども、この7人の生徒たちは個人的ないろいろな問題があってできないという状況ととらえてよろしいですか。 (田川高校教育課長) はい。そのとおりです。
------------	--

(嶋崎委員)

内定状況の中で工業高校の内定者が54.7%で、桁が一番低いんですね。今後ますます顕著になっていくと思いますが、県内の工業技術系の会社にとっては、大変な状況がこれから訪れてくると思います。そこで何か県内で働いてもらおうというような対応策というのは、教育委員会や学校で考えられるのでしょうか。

(田川高校教育課長)

実は本日午前中に、産業界の会長さん方と知事も含めたところで、早期の人材確保キャンペーンというものがございました。その中でも工業会の会長さんの方からは、大手企業も進出してくる中、ますますものづくりの会社は採用が厳しくなっているというようなお話もございました。給料が高いところを好む生徒もいれば、或いは働く内容を好む生徒もいると思いますので、県の産業労働部と高校教育課とが連携をいたしまして、求人に対する取り組みや企業のPRなどの情報を丁寧に学校に届けながら、生徒たちが離職しないような形での就職を、学校として連携しながらサポートしていきたいと考えております。

(嶋崎委員)

とりわけ熊本の菊陽のTSMC、ソニーや東京エレクトロンなどはこれから第二工場まで作っていくわけで、待遇面も長崎に比べたらはるかに好条件を出してくると思います。しかし長崎はものづくりというのが、私は変えようと思うのですが、結局はやはり半導体のそういうどちらかという工場だとラインなんですよね。そこで工業会からものづくりについての働きがいや生きがいというのをぜひ伝えていただければなと思います。

(伊東委員)

教えていただきたいんですけど、今のその工業のところで、内定者の県内割合が54.7%となっており、その左側を見ていきますと就職率で県内が100.2%、県外が99.7%となっています。これは県外を希望した人の99.7%は県外に就職して、県内を就職している人の100.2%は県内に就職しているということですか。

(田川高校教育課長)

今のところについてご説明いたします。工業のところで、県内の就職率が100.2%ということで100%を超えているということのご質問ではなかろうかと思いましたが、この希望者の時期が10月段階での希望者を母数としております。従いまして、10月段階で県内を希望している生徒なんですけれども、県外から県内に回ってきたために100を超えているという形になっております。

(伊東委員)

県内も県外も高い数値ですね。しかし、内定者の県内割合は54.7という数値になっており、ここが私にはよくわからなかったです。

(田川高校教育課長)

このところにつきましては、就職希望者のうち県内の企業に就職したものが54.7%という形になっています。分母は就職希望者のうち、県内の企業に就職したものの割合が54.7%となっております。横は就職内定率でございますので、県内の企業を希望していた生徒分の、その決まった生徒の数となっております。

(伊東委員)

100に近い2つの数字は、県内を希望していて県内に就職した数ということですか。

(田川高校教育課長)

そのとおりです。そして、県外に希望していて県外に行った者の内定率となっております。

(伊東委員)

そしてその割合が、54.7ということですね。

(田川高校教育課長)

はい、そうです。

(前川教育長)

他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(芹野委員)

今の最初の質問なんですが、100%を超える部分の理由は何となくわかるんですが、それでその最終的な統計で99.6という数字を持ってきていいのでしょうか。中には、福祉の200%という数字もありますので。

(田川高校教育課長)

今ご質問がありました、福祉の200%につきましては、母数そのものが小さくなっております。就職希望者が1名いたところに、実際のところは、県内に2名決まったということで200%になっております。元来10月段階では、1名しか福祉の希望者がいなかったけれども、最終的に県外に行こうと思っていた者が、もう1名内定したために、200%となったという見方でございます。

(芹野委員)

わかりました。もう1つ、これは教育庁だけではなくて多分、知事部局のところとの連携だと思いますが、やはり離職率が割と高いと思います。学校生活から急に社会に出て、社会というものに慣れずに、3ヶ月以内であるとか半年以内で辞めていかれるという方が結構多いように思います。多分それは職種や待遇等に関わらずとも多いのではないかと思います。ただそういう方々も、再チャレンジして、2つ目、3つ目の職場に行ったら、割と社会の環境に慣れて続けられるような気がするので、ぜひ再チャレンジ制度ではないですが、卒業したら終わりということではなく、知事部局の産業労働部等と連携して、その個人データをどこまで持つのかというように非常に難しい問題もありますが、なるべく卒業して1年以内には、多くの学生が安定した職を続けられるということを見届けることができるようなことが何かできないかと思いますが、そのあたりどう考えられますか。

(田川高校教育課長)

高校の現場サイドといたしましても、卒業させて就職させてしまったら、それで終わりであるという認識では決してございません。学校の方でも、3年以内の離職率の高まりというのは非常に問題意識を持っておりますので、もし仕事を離れるような場面があれば、高校を訪ねておいでと伝えております。

それで先ほど申し上げましたが、39校にキャリアサポートスタッフを配置しておりますので、卒業生に対しても、就職の機会の紹介を行うことの周知に努めております。ただ卒業した生徒が学校を

頼るのか、或いはまた別のところを頼っていくということは各自の裁量の問題がございますけども、学校のサポート体制としてはそのように努めているという現状でございます。

(嶋崎委員)

これは県立高校だけだと思いますが、県内を見渡せば高専もあり、私立についても新たに半導体を学べる学科を増やしていってほしいと思います。私は、工業系の卒業生がどれだけ県外に出ていくのかということを非常に心配しております。それは、産業労働部で調査されていますか。

(田川高校教育課長)

産業労働部と連携しながら高校教育課でも独自に集計をして、数字として毎月報告を出させてもらっております。

(嶋崎委員)

少子化にかまけて、こぞって皆さんが熊本に行ってしまったのは、大変なことになりますよね。おそらくそうならざるをえないんですよね。

(前川教育長)

他にいかがでしょうか。

(伊東委員)

今のところで看護というのは、高校を卒業した時点で看護師の資格は持っていないですね。それで、この人たちは見習いとして就職した人ということですか。それとも先々看護師の資格を取るという人なんでしょうか。

(田川高校教育課長)

県内で唯一、五島高校に衛生看護科を設けております。この衛生看護科では准看護師の免許が取れるようになっております。五島高校の衛生看護科を卒業した生徒のほとんどが、衛生看護の資格を取るために、さらに進学をしていくという状況でございます。ただこの1名については、准看護師の資格のまま就職をしたという生徒ではなかろうかと思います。

(伊東委員)

報告事項（３）	２４名中１人だけなんですね。あとの２３人は進学したということですね。 （田川高校教育課長） はい。そうです。 （前川教育長） 他にご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご意見等なければ、続きまして報告事項（３）について説明をお願いいたします。 （岩坪高校教育課人事管理監） 報告事項（３）について、「令和７年度長崎県公立学校教員採用試験」につきまして、先日４月２５日に出願を締め切りましたので、志願状況を報告いたします。 表は、校種職種別の志願状況についてまとめたものであります。小学校の志願者は２８０名で、昨年度比２８名の減。中学校の志願者は２１９名で、昨年度比４６名の減。高等学校の志願者は２３６名で、昨年度比２４名の減。特別支援学校の志願者は６２名で、昨年度比２名の増。養護教諭の志願者は９９名で、昨年度比９名の減。今年度新たに募集しました栄養教諭の志願者は、２１名となっております。総計９１７名の志願がございまして、志願倍率は１．７倍となりました。昨年度に比べ、採用予定者数が２６名増となる中、志願者数は８４名の減となったことから、昨年度同時点の志願倍率２．０倍と比較すると、０．３ポイント下がり、今年度の倍率は１．７倍となっております。なお、本日お示ししている志願者数は、７月２６日を締め切りとしているオンライン受験希望者を含んでいない暫定値となっております。 続きまして志願状況について分析したものを、次のページに掲載しております。全校種の志願倍率１．７倍は、記録が残っている平成１０年以降で最低となっております。その要因を詳しく見ていきますと、採用予定者数が年々増加傾向にあることが挙げられます。子どもの数は年々減少傾向にあります。採用予定者数は高止まりをしております。これは退職者が多く、新たに採用する教員を増やす必要があること、高等学校の採用者数が増加していること、特別支援学級が増加していることなどが挙げられます。さらに志願者の傾向を見てみますと、新卒者の志願者数は昨年度より減少しているものの、志願者全体に占める割合は５割程度であり、昨年度と同程
----------------	--

質 疑	度となっております。臨時的任用で教員を経験した者の志願者が減少傾向にあります。これはこれまで臨時的任用で教員として勤務してきた者の多くが、昨年度までの採用選考試験で合格をしていることや、新卒者が採用試験で不合格となった場合に、臨時的任用教員を選択しないケースも見られることなどが要因として考えられます。また、近年新設した特別採用選考や、特別免許状による志願については近年と同程度の志願者数であり、制度として一定定着し、志願者の確保に繋がっているものというふうに考えております。最後に、障害者特別採用選考による志願者の増加も特徴として挙げられます。今後の日程につきましては、第一次試験を6月16日に実施をいたします。受験状況については、後日報告をいたします。報告は以上です。 (前川教育長) ただいまの報告に対してご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 (廣田委員) このことについては、私は非常に危機感を持って質問いたします。1つは小学校の先生の倍率が1.2倍となっています。昨年もそうでしたが、どんどん倍率が下がってきています。最終的に全員二次試験まで行くような状態になってきているのではないかという危機感があります。そしてそういう状況で採用した先生の中で、いろいろな問題を抱えた先生が出てきているのではないかという危機感もあります。この1.2倍という数をどのように考えていますか。内外教育でよく読みますが、各県の情報がたくさん載っています。そこには抜本的な対策をとっている県もあります。例えば愛媛県の教育委員会は、不足が深刻な小学校教員の確保を目指すために、学生支援機構から借りている奨学金を153万円まで肩代わりするということをしています。私は3、40年近く1人の教員を確保できるのであれば、安いものだと思います。そういうことをしても、小学校の先生方の不足を補おうとしている県もあって愛媛県や山梨県などほかの県も方策をとっているはずですが。長崎県では、こういう奨学金まで免除するという制度をとっているのか確認したいと思います。 (谷口義務教育課人事管理監) 小学校の倍率は1.2倍ということで、採用予定数、志願者とも
------------	---

に今年度は減少しております。危機感はどうなのかということですが、まず昨年度の小学校の志願倍率は2倍でした。これにつきましては、九州各県もほぼ同じぐらいの倍率です。ですから九州は、ほぼ同じ状況なのではないかと思っていますところ。危機感ということにつきましては、今回だけではなくて近年の教員のなり手不足に対して大変危機意識を持っております。今回の状況については他県の状況がまだわかりませんので、今のところ何とも言いようがないわけですが、明らかなのは労働人口が減少している中で、教員のなり手も確実に減少していくということだろうと思います。それと、昨年度までは一次試験の実施日は、九州は統一日として実施をしましたが、九州以外は全国まちまちでございました。ある程度併願での受験者が本県にもたくさんおられました。しかしながら、今回は全国統一日として6月16日に実施をすることになりますと、当然ながら受験者というものは各県に分散しますので、併願者が減少するということになります。ただ、併願者は減っておりますが、それだけ長崎県で教員になりたいと強い思いで長崎を選んで受験をしてくださる方が、今回は多くおられるのではないかと期待をしているところもあります。

採用の予定数についてですけれども、本県においては昨年度小学校の採用予定数で言いますと、260名としておりました。最終的に採用した人数は、小学校が229名でございます。それを元にしますと、採用倍率は約1.4倍ということになります。この採用を予定するというものについてですが、これはあくまでも予定でございまして、幅を持たせて設定をさせていただいているところであります。これも受験者をより多く集めるための1つの方策ということで、より多くの採用予定数を打ち出して募集をかけているところがあります。今回採用予定数を、小学校で230名としておりますけれども、この数の意味合いも先ほど説明したとおりでございます。採用数としては、定年引き上げが始まりましたので、隔年で定年退職が出るとなると2年間で何名を採用していくかということをもとにしながら、この採用人数を決めていきます。そうしますと昨年度、129名採用しました。この2年間で、我々としては小学校420名程度採用できればと考えておりますので、今年度は230名と募集をかけておりますが、200名でも十分に足りるものと思っていますところでもあります。

それと、受験者の減少につきましては先ほど申し上げたように危機感を感じております。受験方法については、様々に工夫をしたいと考えておりますが、先ほど委員から出ました愛媛県や山梨

県の奨学金肩代わりの制度というのにつきましては、当然ながら教育委員会の方でも検討はさせていただいておりますが、今のところ厳しい財政状況の中ではなかなか難しいという判断で、実施までは至っていないところであります。しかしながら、子どもの数、労働人口が減少していく中で、そもそもの学校教育のあり方というものをどのようにしていけば持続可能なものになるかということを中心に大きな視点を持ちながら、議論を重ねていく必要があると考えているところでございます。以上です。

(嶋崎委員)

余談ですが、愛媛県は中村時広知事、山梨県は長崎幸太郎知事ですが、教育に限らず強力なリーダーシップなんですよ。だから知事の意向というのは大きく施策に働いているのではないかなと、ちょうど愛媛県と山梨県とお聞きして思いました。観光なんかもそうです。トップセールスしますよ。

(廣田委員)

やはり知事に働きかけないと、こういう制度は実現しないと思うので、担当課だけではなく教育委員会でまとまって、他の県ではこういうことをやっていますと働きかけていく必要があると思います。奨学金は十何年かけて返すと思いますが、それを半額返してもらえれば大分助かって、志願者も少しは増えるのではないかと思いますので、1人でも優秀な小学校の先生を確保するためには、一丸となって知事を動かすようなこともやってもらいたいと思います。

もう1つよろしいでしょうか。中学校の技術の先生は0.4倍ということで、募集定員を割っているということだと思いますが、この現状をどうするのでしょうか。これも内外教育に載っていたのですが、記事によると、中学校の技術の先生は正規免許を持っていない人が多いということについて、国が全都道府県に対して是正なさいという通知を出したようです。技術の指導主事もない県もあるようですが、中学校の技術というのはプログラミングなど、今のデジタル社会の中では非常に重要な部分ですが、実際に長崎県の中では正規免許を持っていない先生が多いのでしょうか。特別な免許で、代理的に技術の先生をされているのでしょうか。なおかつこの倍率が0.4倍ということは先生になる人が入ってこないということなので、技術の先生についてこれは大変なことだと思いますが、それはどうとらえていますか。

(谷口義務教育課人事管理監)

中学校の技能教科につきましては、確かに技術が0.4倍、美術が0.4倍、家庭科が0.5倍ということで大変厳しい状況であると認識しております。予定の人数を採用できなければ、教員が足りなくなるのではないかということですが、義務教育である公立小中学校の教職員定数というものは、いわゆる義務標準法で定数が規定されており、その内訳は基礎定数というものと加配定数というものとがございます。基礎定数というのは、学級数であるとか、学校規模等に応じて機械的に算出されるものです。例えば小学校でいきますと、1学年に1学級程度の学校の規模ですと、6学年ありますから6学級あるということになります。そうしますと、まず6名の学級担任が必要になります。そして、1名の専科というものがつきまして、あと校長、教頭、養護教諭、事務職員というものが基礎定数と言われる部分になります。これに対して加配定数というものは、学力向上やいじめ等、特別な配慮が必要な教育課題に対して、基礎定数に加算されて配置されるものでございます。本県の、この義務教育標準法による教員については、約93%が正規教員です。そして約7%が、臨時的任用者ということになるわけですが、この基礎定数の部分につきましては、正規教員の数をしっかりと確保できていると計算が出ております。ただ、臨時的任用職員の不足により、加配についてはすべての枠を使いきれていないというのが現状でございます。そこで、中学校の技術の教員不足をどうするのかということについてですが、中学校の授業時数の少ない美術や家庭、技術というものは、配置基準では小規模校にはほとんど配置がありませんので、そういった配置のない学校については、他校からの兼務、免許外解消非常勤、また再任用短時間等の先生方に教科指導を行っていただくことを基本としております。ただ、その離島部の小規模校で地域的に兼務も難しい学校などは、臨時的任用職員等の不足も相まって、免許外教科担任が指導を行っているケースも多くあるということです。これが先ほど委員から話がありました、正規免許なしの技術の割合ということになるんですけども、その割合は技術でいうと全国が22、3%くらいだったと思いますけども、本県は17%程度が免許外の教科担任ということになっております。それと全体的なその免許外教科担任の割合は全体で中学校が4%となっており、これが免許外の教科指導をしているということになります。この4%というのは、ここ5年間ずっと同じ割合で推移しているところであります。

対策については、この美術、技術、家庭科については、以前もお

話がありましたけども、これらの専門教員を養成する地元の大学等の養成課程がなくなったということが、やはり影響が大きいと思っておりますので、復活に向けて今大学側と交渉を進めさせていただいてるところであります。以上です。

(廣田委員)

この国の通知は、おっしゃったように23%が正式な免許を持っていないということについて、これを是正しなさいということです。で、長崎県の場合は17%と言われましたが、その17%を正式な免許を持った人を割り当てていかないといけないということですよね。これは見通しが立っているのでしょうか。

(谷口義務教育課人事管理監)

先ほど義務教育標準法による教員が、基礎定数と加配定数とであり、内訳としては正規教員と臨任者とで成り立っているということをお話しましたが、その割合が今、正規教員が93%くらいですが、この割合を引き上げていきたいと思っております。当然ながらその中には技術の免許を持った方もしっかりと採用しながら、免許外で教科担任の指導をすることがないようにしていきたいと思っております。

(廣田委員)

私は非常に難しいような感じがします。0.4%の倍率で果たしてできるのでしょうか。できなかった場合、この国の改善通知はどうなるのでしょうか。

(谷口義務教育課人事管理監)

1つ国が言っているのが、大学でしっかり免許を取らせましょうということですが、教員だけではなくて社会人の中にもそういったスキルを持った方がたくさんおられますので、そういった方々を学校に取り込むことも必要だろうということです。そのために特別免許状というのを有効に活用して、その特別免許状を授与した方に、その技術や家庭科の指導を行ってもらうことで人を増やすという方法も考えているところであります。

(廣田委員)

確かに社会人に特別免許状を与えることができれば、それもカウントされるわけですね。それならできそうな気はします。

これも内外教育の情報ですが、ALTの全員に特別免許状を与えて、英語の先生にしているという県もあるようです。長崎県もそのようにすると、英語は人材不足になってもできそうな気がします。だから社会人をそのように採用していけばできそうなので、それを積極的に取り入れていって欲しいと思います。

(伊東委員)

今、社会人を取り入れてという話が出ましたが、アメリカに行く機会がありまして、一緒に行ったアメリカ人の女性のところで食事をごちそうになりました。その女性はもう定年を超えられているので辞めていらっしゃるようでしたが、もともと小学校の教師だったのですが、どこかの学校で誰かが働き方改革や病欠で休みを取りたいという方がいらっしゃったときに電話がかかってきて、そこを補っているとのことでした。その女性のスケジュールを見ると、たくさん入っていましたので、これだったら働き方改革もうまくいくのではないかと思います。だから若い人に教員になってもらおうと言っても、もう限界が見えているので定年以降の方でまだ働く意欲がある方はどんどん活用していくということは、長崎県だけで制度を変えることはできないのかなと思いながら帰ってきたところでした。その女性は本当にはつらつとして仕事をされてました。先ほど定年延長の話が出ていましたが、何年かするともういっぱいになって、それ以上増えていかない状況になると思います。やはり将来のことをずっと考えておかないといけないので、いろいろな社会の資源の活用ということを考えていくことも大事だと思います。

(谷口義務教育課人事管理監)

ありがとうございます。いろいろな年代の方に、子供たちの教育に携わっていただき、ご協力いただきたいと思っています。今、60歳以上の方もたくさん現場に入っていていただきます。義務教育でいうと、最高で77歳の方に今年度入っていただきました。退職校長会の皆様も何かあれば協力すると、本当にあたたかい声をいただいておりますので、いろいろな方と繋がりながら、豊かな教育をつくっていければと思っています。

(芹野委員)

新卒の採用数についてはこのとおりだと思いますが、子供の数も減少すると書いてありますし、そもそも日本自体の人口が減少しているという中であって、少しそのマクロ的な数字のとらえ方は教え

報告事項（４）	ていただきたいと思います。例えば、３０年間先生の数はこういう様子で右肩下がりなのか、また生徒数は同じように右肩下がり、その勾配の具合がどうなのか、この先も人口減少が進んでいくので、新卒の採用だけを増やそうというミクロ的な対策だけでは追いつかなくなっていくと思います。よく観光動向に合わせてどうのこうのという数字があるように、そういったもう少し大きな数字、場合によってはその先生方の年齢の割合とかも含めたことを教育委員の我々の方にも示してくだされば、もう少し突っ込んだ意見も言うことができるかと思いますが、機会があればそういったマクロ的な数字を教えていただきたいと思います。 （谷口義務教育課人事管理監） 具体的な数についてはまた後日お示しいたしますが、大体の数で申し上げますと、児童数でいきますと５歳から９歳が２０３５年には、２０２０年と比較して長崎県全体で７割程度に、離島部はさらに、２０３５年には５割程度になると推定されております。それに伴って当然ながら、学校の統廃合が進んでいき、休校も増えていきますので、教職員の数も減ってくると見込んでおります。ですので、採用予定数についても小学校は今年度から少しずつ下がっていく予定ですが、できるだけ平準化して、採用予定数を決定していきたいと思っております。 （芹野委員） できましたら少し過去にもさかのぼって、過去の１０年もしくは２０年からの推移のようなものも、次回出される資料の中で読めればわかりやすいのかなという気がいたします。 （前川教育長） では次回、改めてその資料を提出していただいた上で、またご意見をちょうだいできればと思います。他にご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではご意見がなければ、続きまして、報告事項（４）について説明をお願いします。 （長池児童生徒支援課長） お手元の冊子１２ページからになります。報告事項（４）、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における県教育委員等の学校訪問についてご説明いたします。毎年、学校や教育委員会が定める一定の期間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」とし、すべての公立
---------	---

質 疑 報告事項（５）	学校において、保護者や地域住民の皆様に学校の教育活動を公開しております。詳しい実施要項は、次の１３ページ以降にございますので、ご覧いただきたいと思いますが、昨年同様、期間につきましては、５月から７月、そして９月から１１月と２期に大きく分けて、各学校の事情に応じて取り組みやすいかたちで行おうと考えております。 各学校におきましては、いのちを輝かせて生きる心豊かな長崎っ子の育成を目指して、学校保護者、地域住民、関係機関と連携し、命を大切にする心、思いやりの心を育むための教育活動を実施して参ります。そこで今回、その期間中における県教育委員の皆様、県内の特色ある教育活動を実施している学校を訪問していただきたいと考えて計画をしております。改めて１２ページをご覧くださいますと、今年度は壱岐市の２つの県立高校を訪問する予定にしております。両方とも自然に恵まれた環境の中で、地域との協働を図りながら、それぞれ特色ある教育活動を行っております。本日、教育委員の皆様には学校訪問についての案内文書を配布しております。今後日程調整等でご協力をいただくことになるかと思いますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。このような形で今年度も「長崎っ子の心を見つめる教育週間」について、取り組んで参りたいと考えております。以上です。 （前川教育長） ただいまの報告に対するご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、ご意見等ないようでございますので、続きまして報告事項（５）について説明をお願いします。 （岩尾学芸文化課長） 冊子１資料の１８ページをご覧ください。 報告事項（５）「長崎県教育庁職員（学芸員）の採用選考試験について」ご報告いたします。学芸文化課におきましては、古文書等の調査研究業務や展覧会の企画運営等に従事する職員として、学芸員を採用しております。従来、本課に１名、対馬歴史研究センターに２名の学芸員が在籍しておりましたが、対馬歴史研究センター在籍の学芸員の退職に伴い、１名が欠員となっております。このため、県教育庁職員として、古文書等の調査研究業務等に従事する職員を募集することといたしました。募集人員は１名で、受験資格等は記載のとおりでございます。出願期間は６月３日月曜日から７月５日金曜日までとしており、第一次試験は７月２８日日曜日、職務
------------------------	--

質 疑	遂行に必要な専門的知識の記述式による筆記試験を行います。第二次試験は、第一次試験の合格者に対し、10月6日、日曜日に基礎能力等を測定するSPI3の検査と面接試験を行う予定でございます。報告は以上になります。 (前川教育長) ありがとうございます。ただいまの報告に対してご質問ご意見等ございませんでしょうか。 (廣田委員) 本当に単純な質問なんですが、受験資格について、日本国籍がいるのかどうかということ、それから今の時代に60歳で切って採用ができるのかが少し心配に思いました。例えば学芸員に71歳の人を採用してはいけないという条例があるのでしょうか。 (岩尾学芸文化課長) まず日本国籍に関してですが、公務員の任用に係る国の見解といたしまして、公権力の行使や国家意思の形成に携わる公務員には日本国籍が必要と示されておりまして、それが原則となっており、多くの自治体の一般職員選考試験の受験資格として国籍の条項があります。本県におきましてもこの条項が付されていることから、当該選考においても、この条件をつけさせていただいております。 次に61歳に達するものというところですが、令和6年度の定年の年齢が61歳ということになっておりますので、受験の時点で61歳に達する方は受験不可ということで、年齢をつけさせていただいております。 (廣田委員) この人手不足のときに、それで採用ができるのかが心配です。例えば、今の70代は元気だと思いますので、62歳から72歳くらいまでであれば、学芸員はできるのではないかと思います。将来的にこれは撤廃する方向性もあるのかどうか聞いておきたいと思います。 (岩尾学芸文化課長) 定年の年齢に関しましてはその60歳から順に上がっていくということで決まっております。それから採用の確実性の問題についてですが、学芸員に関しましては前回の募集におきましても、1名の
------------	---

報告事項（６）	募集に対して２３名ほどの応募がありましたので、今のところ採用に関しては大丈夫ではないかと考えております。 （廣田委員） 大丈夫であれば、良いと思います。 （前川教育長） 他にご意見等ございませんでしょうか。では、ご意見等ないようでしたら、続きまして事前送付資料から追加となる報告事項（６）について報告をお願いします。 （岡野義務教育課長） 報告事項（６）「令和５年度英語教育実施状況調査（文部科学省）の結果について」報告をいたします。調査の概要です。本調査は、英語教育改善のための具体的な施策の現状について調査をするとともに、国の施策並びに各教育委員会における英語教育の充実、改善に役立てることを目的としております。令和５年１２月１日を実施基準日として、全国都道府県、市区町村教育委員会及びすべての公立小中高等学校を対象に実施されたものです。先週木曜日、５月９日に文部科学省が公表をいたしましたので、本県の中学校、そして高等学校の結果をご報告いたします。 ２番をご覧ください。まずは中学校からです。①中学校３年生について、この調査においてＣＥＦＲ Ａ１レベル、英検でいえば３級以上になりますけれども、この相当以上の英語力を取得、または有すると思われる中学３年生の割合が４８．６％でした。残念ながら令和４年度調査を０．６ポイント下回る結果でした。全国比においては、令和４年度調査は全国に対してプラスマイナス０でありましたが、令和５年度は全国に比べてマイナス１．４ポイントとなりました。なお、英検等の試験を受験したもの以外、つまり実際に受験はしていないんだけど、ＣＥＦＲ Ａ１相当以上の英語力を有すると思われるかと思われるかどうか、この分析につきましては、例えば全国学力・学習状況調査や県学力調査等の問題の正答状況、普段の学校の成績などをもとにして、各学校の英語教員の判断が拠り所となっております。今回の結果によればＣＥＦＲ Ａ１レベル、つまり英検３級相当以上の本県中学３年生の割合は、全国に比べるとさほど低い状態ではないととらえたところです。 ②番、英語担当教師、つまり教員の英語力についてです。本調査においてはＣＥＦＲ Ｂ２、英検レベルで言えば準１級です。この
----------------	--

質 疑	準１級級相当以上を取得した英語担当教師の割合は、令和４年の調査を６．１ポイント上回る４１．９％になりました。全国比においては、令和４年度では全国比マイナス５．８ポイントでしたけれども、令和５年度は、全国比マイナス２．９ポイントまで上昇してきております。この結果につきましては、教員採用試験における加点制度の導入や資格取得を働きかけるというこれまでの取り組みをとおして、ＣＥＦＲ　Ｂ２相当の英語力を有する教員が増加したものととらえているところです。以上、義務教育からです。 （田川高校教育課長） 高等学校の方についてご説明をいたします。①高校３年生についてです。ＣＥＦＲ　Ａ２レベル、こちら英検準２級相当になりますけれども、それ以上の英語力を取得、または同程度の英語力を有すると思われる本県の高校３年生の割合は４５．２％で、昨年同期と比較しまして、０．４ポイントの増加となりました。しかしながら、全国平均の方の伸び率が高いため、全国の平均５０．６％に対しましては、マイナス５．４ポイントという結果になっております。 また、上位層レベルになります。こちらのＣＥＦＲ　Ｂ２レベル、英検の２級程度ということになりますが、それ以上の英語力を取得、またはその力を有すると思われる本県の高校３年生の割合につきましては、１６．５％ということで昨年同期と比較をしまして、３．６ポイントの減少となりました。しかしながら全国でも低くなっておりますので、全国平均の１９．８％に対しましては、マイナス３．３ポイントという形になっております。 ②英語担当教師についての結果であります。ＣＥＦＲ　Ｂ２レベルが英検準１級相当ということになりますが、このレベル相当以上の英語力を取得した英語担当教師の割合は８３．６％でございまして、昨年同期と比較しまして、６．６ポイントの増加となっております。全国と比較しますと、全国の平均８０．７％を０．９ポイント上回っております。それからＣＥＦＲ　Ｃ１レベル、こちらは英検１級程度ということになりますけれども、それ以上の英語力を取得している英語教師の割合は１７．２％でございまして、昨年同期と比較しまして、１．１ポイントの増加となっております。全国との比較でいきますと、全国平均２１．８％に対しましてはマイナス４．６ポイントとなっております。説明は以上になります。 （前川教育長） ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等ございませんでしよ
------------	---

うか。

(芹野委員)

長崎県としては英語教育の未来予想図みたいなものを立てられているのでしょうか。子どもたちの何割ぐらいが、どの程度英語をしゃべることを目指されているかといったことをお持ちなのかどうかお聞かせいただきたいなと思います。

(岡野義務教育課長)

今後、第四期教育振興基本計画において、国の目標と同様に、長崎県も中学卒業時までにはCEFR A2、いわゆる英検3級程度以上の英語力を持つ生徒の割合を60%以上としております。

(田川高校教育課長)

高校教育におきましてもCEFR A1、いわゆる英検の準2級レベルの取得率を50%まで引き上げることが本県の高校生の目標になっております。

(芹野委員)

少し差し出がましいようですが、語学は幼児教育が一番大切だと思います。だから幼稚園のときにどのくらいしゃべれるのか、小学校でどの程度を外国語に触れるのかということが最も大切だと思うので、今中学校レベルと高校レベルのいわゆる英検にもじったところの目標はわかりました。やはり長崎県はいわゆる異国文化の町といったものを県の特徴として持っていますし、佐世保の場合はアメリカ米軍基地もあるので、英語に触れるチャンスも多い市になっています。そういったことを生かして、この英語を47都道府県の中でも特に話すことができるということを目指値に置かれるのであれば、ぜひその前の段階である幼児教育なり小学校の教育の中に、どのように取りこんでいけるのか課題を話し合われていかれたらいいかと思います。難しいのが習うべきものとそうでないものに分かれるところだと思いますが、ただ言葉ということになればやはり子どもの頃からということだと思うので、ぜひそうなることを期待しています。

(岡野義務教育課長)

ありがとうございます。いくつかお答えさせていただきたいと思っています。まずもって、長崎県のよさを生かすという観点で、例えば

佐世保市という言葉が出てきましたけれども、まさにそのことを我々もとらえておりまして、現在佐世保市立祇園小学校をモデル指定校としております。

２点目に、やはり「話せる英語」「使える英語」ということを考えたときに、英語科という時間、あるいは英語の学習活動という時間だけではなく、いろいろな教科で連動的にやっていく必要があるだろうということで、今現在我々はグローバル人材の育成ということ掲げて、カリキュラムマネジメントで、他教科と英語科をつなぐとか、教室と教室の外をつなぐとか、そういった取り組みを行っているところです。

(伊東委員)

聞き間違っていたら申し訳ないんですけど、実際に試験を受けていなくて、その担当教員がそれ相当だろうと認めたということも入るようなことをおっしゃっていたように思いましたが、聞き間違いでしょうか。

(岡野義務教育課長)

聞き間違いではありません。

(伊東委員)

担当の教員がスピーキング力とかではなくても、試験では非常に良い点をとって、おそらくＣＥＦＲ Ａ１レベルくらいだろうなという評価しているということもあり得るということですね。

(岡野義務教育課長)

担当の先生方の判断にすべて任せるのもよくありませんので、県教育委員会としては、今年の全国の調査や県の調査でどの程度が取れば、大体３割ぐらいでしょうねということは、１つの基準として示しております。あとはそのことを踏まえて、各学校の先生方が目の前の子供たちを捕まえて、本当に英検３級を取っている子供たちと一緒に比較をしてみるというように、いろんなことが考えられるかと思います。

(伊東委員)

ありがとうございます。その評価の仕方は、高校も同じですか。

(田川高校教育課長)

冊 子 2 教 育 長 報 告 議 案 告 冊 子 3 議 案	高校の各学校におきましては、中学校のように同一の基準を設けているわけではなく、例えば英検の準２級を取得した生徒と比較して、この生徒が実際にそのレベルに到達しているかどうかというのを、教員の独自の物差しで各学校が組織的に判断しているという実態です。 (前川教育長) 他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 (伊東委員) 結構長崎県と同じようなことを、全国でやっていたらすごいバラバラな評価になってくるのかなと思いました。そのうち、きっちり試験ができるようになることを願っています。 (前川教育長) その他、ご意見等ないようでしたら以上で報告事項を終了させていただきます。 次の議案審議から非公開で行いますので、傍聴人及び報道関係者の方は、恐れ入りますが、退席をお願いいたします。 (別紙議事録) (別紙議事録) 16時05分、本日の会議を終了
--	--